

阿南市子ども第三の居場所運営業務委託事業公募型プロポーザル実施要領

この要領は、本業務を適切に実施することができる受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの手続等について、必要な事項を定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

阿南市子ども第三の居場所運営業務

(2) 業務内容

別紙「阿南市子ども第三の居場所運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託料に関する事項

① 見積り上限額

8,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本プロポーザルは、事業を効果的かつ円滑に実施するため、令和6年度予算の成立を前提に、予算成立に先立って実施するものです。予算が成立しない場合、契約できない可能性があることをあらかじめ御了承ください。

② 委託業務の対象となる経費

賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料・労働保険料等）、事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等

③ 備考

ア 人件費は、労働条件や市場実態調査を踏まえるとともに、阿南市における最新の報酬・賃金単価表を参照し、適切な水準に設定する。

イ 委託業務にかかる経費のうち、施設修繕費、電気代、水道代、インターネット通信料、ひかり電話代等については、市が負担する。

ウ 委託料は、実績に伴い、返還を求める場合がある。

(4) 予定委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務は、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定されるおそれがあることから、プロポーザル方式により、広く事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定する。

3 公募型プロポーザルとする理由

本業務は、子どもの生活習慣の形成、学習支援や体験活動の提供など、幅広い分野における業務遂行能力が求められるものであり、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」

とする。

4 スケジュール

内容	期日等
(1) 公募開始（募集要領等公表）	令和5年 9月29日（金）
(2) 質問の受付期間	令和5年 9月29日（金）から 令和5年10月13日（金）まで
(3) 質問の回答期限	令和5年10月18日（水）
(4) 参加申込書提出期限	令和5年10月20日（金）17時必着
(5) 企画提案書提出期限	令和5年11月 7日（火）17時必着
(6) プレゼンテーション審査実施日	令和5年11月16日（木）
(7) 審査結果通知	令和5年11月下旬

※ ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 受託候補者の選定方法

受託候補者は、阿南市子ども第三の居場所事業運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が「6 審査概要」に基づき審査し、選定する。

6 審査概要

(1) 参加資格要件

参加する者は、次の要件をすべて満たしている法人であること。

- ① 参加申込日現在において、徳島県内に主たる事務所を置く、非営利の法人であること。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ④ 直近1年間の国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが、構成員の中に存在する者でないこと。
- ⑥ 仕様書の内容を踏まえ、子ども第三の居場所を適切に運営できる者であること。

(2) 審査基準

項目	提案項目	評価基準	評価点
業務遂行能力	法人概要・組織体制・実績	・本業務を適切に運営できる能力を有する法人であるか。	67点
	配置予定者の人数・能力等	・本業務を適切に運営できる能力を有する職員を配置できるか。	
運営内容等	開所日時	・本業務の主旨及び阿南市の現状に鑑み、最大限の効果を期待できる提案内容であるか。	23点
	食事提供	・本業務の主旨及び阿南市の現状に鑑み、最大限の効果を期待できる提案内容であるか。	
事業内容の合理性	事業全体	・本事業の主旨及び阿南市の現状に鑑み、現実的かつ合理的な提案内容となっているか。	30点
	業務内容	・仕様書「10 業務内容」を踏まえ、具体的な取組の提案かつ実現性が高く効果の期待できる提案内容となっているか。	
その他	提案内容全体	・その他取組内容について、将来の財政的自立に向けた提案、独自性のある提案がされているか。 ・プレゼンテーションの構成、順序、表現、質疑対応、時間配分が適切か。	15点
合 計			135点

7 質問の受付及び回答

(1) この要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 質問受付期限 令和5年9月29日（金）から令和5年10月13日（金）まで
- ② 時間 午前8時30分から午後5時まで
- ③ 提出場所 阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課
- ④ 提出方法 質問書（様式1）に記入の上、電子メール又はファクシミリいずれかの方法で提出すること。

(2) 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和5年10月18日（水）午後5時までに阿南市ホームページに掲載して公表する。

- ※ 電話又は口頭による個別回答は行わないこととする。
- ※ 類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。
- ※ 受付期間中は、何度質問しても構わない。
- ※ 受託候補者の選定に公平を保てない質問については、回答しないことがある。

8 参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書（様式2）に必要書類を添付し、阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課まで提出すること。

(1) 提出期間 令和5年9月29日（金）から令和5年10月20日（金）までの閉庁日を
除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 必要書類

- ① 法人の登記事項証明書
- ② 法人の定款又は寄付行為の写し、規約その他これらに準ずる書類
- ③ 直近1年間の国税及び地方税の納税証明書

(3) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

- ① 持参
- ② 郵送

ア 書留又は簡易書留により、提出期間内必着で提出すること。

イ 提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

ウ 送料は、参加申込者の負担とする。

エ 市は、郵送及び宅配中の確認、追跡などの責任は負わないものとする。

9 企画提案書等の方法

8の参加申込書等を提出した者は、企画提案書一式を阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課まで提出すること。

(1) 提出書類（企画提案書一式）

- ① 阿南市子ども第三の居場所運営業務企画提案書（企画提案書様式1）
- ② 法人の概要（企画提案書様式2）
- ③ 役員名簿（企画提案書様式3）
- ④ 応募の動機・人員体制・事業の取組方針（企画提案書様式4）
- ⑤ 従事予定者個票（企画提案書様式5）
- ⑥ 従事予定者の資格を証する書類の写し
- ⑦ 収支計画書（企画提案書様式6）
- ⑧ 組織の運営体制に関する書類（組織図）（任意様式）

※ 仕様書の内容を踏まえ、作成すること。

※ 提出期限後の企画提案書の差し替え、再提出は認めない。

(2) 提出部数

1部

(3) 企画提案書の提出期限

令和5年11月7日(火)17時(必着)

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

① 持参

② 郵送

ア 書留又は簡易書留により、提出期間内必着で提出すること。

イ 提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

ウ 送料は、参加申込者の負担とする。

エ 市は、郵送及び宅配中の確認、追跡などの責任を負わないものとする。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出された企画提案

② 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

④ 1(3)①の見積り上限額を超過する提案

⑤ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

10 プレゼンテーション審査に関する事項等

プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、その内容を補完するものとする。なお、参加申込者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) 事前審査

① 参加申込者が多数の場合は、評価基準に基づき、企画提案書の事前審査(書面審査のみ)を行い、プレゼンテーション審査を受けることができる者(3者程度)を選定する。

② 事前審査終了後は、速やかに参加申込者全員に事前審査の結果を令和5年11月13日(月)までに通知する。

③ 事前審査の結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(2) プレゼンテーション審査実施日

① 開催日 令和5年11月16日(木)午前10時から正午

※ プレゼンテーション審査の日時の詳細については、後日連絡する。

② 場所 阿南市役所304会議室

③ 説明者 1者当たり2名までとする。

④ 説明時間 1者当たり25分間(説明15分、質疑応答10分)とするが、提案者数に応じて変更する場合がある。

- ⑤ 説明方法 アピールポイントなど書類又はスライド（PPT）等を用いて説明すること。
- ⑥ その他 スライド（PPT）説明に必要な場合、プロジェクター（接続端子はHDMI）は市が用意するが、パソコン等は説明者が持参すること。

(3) 受託候補者の決定

- ① プレゼンテーションを受けた後、審査委員会において、各企画提案の内容について審査を行う。審査委員会の審査により、第1順位の受託候補者を決定する。
- ② 第1順位の受託候補者が辞退したときは、次点の者を受託候補者とする。
- ③ プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については速やかに電子メール等で通知し、阿南市のホームページにおいて公表する。なお、審査の経緯については公表しないものとし、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

1 1 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と市の間で、委託内容、経費等について調整を行い、協議が整った場合、見積書を徴して公募型プロポーザル方式による随意契約とし、契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更に関する協議を含むものとする。したがって、企画提案時に提出した収支計画書の額が委託料となるとは限らない。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受託者は、阿南市契約規則（平成24年規則第7号）第26条第1項の規定にする契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(3) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書面を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1 2 失格事項

- (1) 本プロポーザル参加に当たっては、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (2) 提案者は、受託候補者の選定前に、他の提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (3) その他不正な行為があったと市が認めた場合は、失格とする。

1 3 提出書類の取扱

- (1) 提案者が市へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、

提案者に帰属する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年条例第37号）に基づく情報公開請求の対象となる。

- (2) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (3) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者側の責において許諾を得た上、掲載すること。
- (4) 提出書類については、追加・削除等は原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。ただし、本プロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

1.4 その他

- (1) 公募型プロポーザルは、受託候補者を選定するものであることから、具体的な事業実施については、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。
- (2) プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (4) 参加申込書を提出した場合にあって参加を辞退する場合は、令和5年10月31日(火)までに辞退届（様式3）を提出すること。
- (5) 参加申込者がなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- (6) 評価内容及び選定結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- (7) 提出書類・質問の作成及びヒアリングは、日本語で行うものとする。

1.5 問い合わせ先

阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3（阿南市役所1階）

電話：0884-22-3440（直通） ファクシミリ：0884-22-1813

E-mail：chikyo@anan.i-tokushima.jp